

見ニ松井ヨリ因本船夫ハ病氣ノ性質上船夫トシテノ職ニ堪ヘナイ故此ノ際退職ハ觀念シテ培ルガ端中一ヶ年四ヶ月モ勤績セル者ナルヲ以テ退職手當ヲ支給サレタトト要求スルニ事業主ハ其ノ点予テ考慮シ培タルガト述ベ其ノ金額ニ付双方折衝ノ結果

(1) 退職金トシテ金百十圓 (一ヶ年十円トシテ五分)

(2) 病氣見者金トシテ十圓

以上ヲ支給スル事トナシ圓満決セリ

七、警察事故 下シ

右及申(通)報候也

常務理事 第五三號

調査部 昭和十三年四月十五日

事務主任

警視總監 中倍源



内務大臣 末次信正 敬  
 厚生省 常務局長 敬  
 静岡縣 知事 敬

橋本アノミニユーロ製造所ノ労働爭議一調  
 スル件 (解決)

要旨 (1) 月賃の引上げ交渉に亘り、労働組合代表者等が結核病に罹り、手当等花ノ支給ニ依リ四月五日同病解決セリ

標記工場ニ依リテハ事業不振ニ依リ工場閉鎖シ新会社設立並各件移転ラ發表セタル為メニ労働爭議発出セルハ既報ノ通りナルガ以テ本委員同交渉中ノ度四月七日同病解決